神戸市立学校体育館等天井耐震化事業その３

要 求 水 準 書

（修正版）

平成27年7月21日

（平成27年8月13日修正）

神戸市

【 目 次 】

第１　総則 **1**
1　要求水準書の位置づけ 1
2　事業の趣旨 1
3　事業の対象施設 1
4　事業範囲 1
5　業務における留意事項 1
6　業務従事者の要件等 2
7　第三者の使用 2
8　遵守すべき法規制等 2
9　事業スケジュール（予定） 4
10　事業関連資料等の取扱い 4

第２　設計業務要求水準 **5**
1　基本事項 5
2　設計業務の基本方針 8
3　設計業務の要求水準 8

第３　耐震化工事業務要求水準 **11**
1　基本事項 11
2　耐震化工事業務の基本方針 13
3　耐震化工事業務の要求水準 14

第４　工事監理業務要求水準 **17**
1　基本事項 17
2　工事監理業務の基本方針 18
3　工事監理業務に関する要求水準 18

別紙１　対象施設一覧
別紙２　施設概要一覧
別紙３　工事監理者の行う業務内容

第1　総則

1　要求水準書の位置づけ

本書は、神戸市（以下「市」という。）が、神戸市立学校体育館等天井耐震化事業その３（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定にあたり、本事業の業務遂行について、市が事業者に要求する業務水準を示すもので、本事業の入札参加希望者を対象に配布する「入札説明書」と一体のものである。

2　事業の趣旨

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において､学校施設の体育館等をはじめとした大規模空間を有する建築物における天井の脱落が発生した。それを受けて、建築基準法施行令が一部改正され（平成 25 年 7 月 12 日公布)、また文部科学省により､「学校施設における天井等落下防止対策のための手引き」が作成され（平成 25 年 8 月)、学校施設においては、平成 27 年度までに吊り天井等の非構造部材の耐震化が求められているところである。本事業は、このような状況を踏まえ、子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所となる学校施設の安全性を確保することを目的として実施する。

3　事業の対象施設

対象施設は、別紙 1 に示す学校 6 校（6 施設）とする。

4　事業範囲

本事業は、事業者が本要求水準書に示された要求水準事項に沿って、次に示す業務を行う。

(1)　設計業務
(2)　耐震化工事業務
(3)　工事監理業務
(4)　その他事業実施に必要な業務
　①　国庫補助申請関係書類の作成支援
　②　その他業務を実施する上で必要な関連業務

以上、上記の(1)から(4)の業務を総称して「耐震化業務」という。また、耐震化業務の対象施設を総称して「対象施設」という。

5　業務における留意事項

本事業の遂行にあたっては、次の事項に留意する。なお、各業務における留意事項については、別途記載する。

(1)　適正な事業計画

- 本事業の取組の基本方針、市の意図を十分に考慮し事業計画を作成する。
- 事業計画においては、事業を確実に遂行できるスケジュールを組む。
- 事業実施にあたっては、事業計画を確実に遂行できる体制を構築する。

(2)　リスクへの適切な対応

- 事業契約書に定める内容に従い、予想されるリスクへの対応策については、あらかじめ十分な検討を行い、事業期間中に発生したリスクに対して的確に対応できる方策を講じる。

(3)　地域経済への貢献

- 事業の実施に伴い、下請企業についても地元企業を積極的に選定する等、地域経済の活性化に貢献する配慮をする。

6　業務従事者の要件等

業務従事者（事業者及び事業者から業務を受託するその他の業務従事者等。以下「業務従事者」という。）は次の事項に従うものとする。

- 本事業に関係する業務従事者は、互いに打合せを十分に行い、本事業を円滑に進めることとする。
- 業務従事者は、本事業の対象が学校施設であることを踏まえ、適切な教育環境の維持に配慮し、市及び学校と十分に協議して、事業を実施する。
- 本事業の実施にあたって、市又は学校と協議した場合には、その打合せ議事録を作成・保管し、市又は学校からの指示があるときは、当該打合せ議事録を提出する。なお、申請書･届出等の副本は学校に提出する。
- 上記以外に、近隣への対応、当該所轄官庁への許可申請、届出、協議等を行った場合には、その打合せ議事録等を作成・保管し市又は学校からの指示があるときには、当該打合せ議事録等を提出する。
- 業務従事者が学校に立ち入る際は、業務従事者であることを容易に識別できる服装又は名札・腕章等を着用し、業務にあたるものとする。

7　第三者の使用

事業者は耐震化業務を行うにあたって、入札参加時に表明する企業以外の第三者を使用する場合、事前に市に届けて、その承諾を得るものとする。

8　遵守すべき法規制等

本事業の遂行に際しては、耐震化業務の各業務の提案内容に応じて関連する以下の法令、条例、規則、要綱などを遵守するとともに、各種基準、指針等についても、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にするものとする。

なお、次に記載の有無に関わらず本事業に必要な法規制については遵守することとし、適用法令及び適用基準は、各業務着手時の最新版を遵守するものとする。

(1) 耐震化に関する設計基準及び参考図書

〔文部科学省作成図書〕

- 学校施設における天井等落下防止対策のための手引（平成 25 年 8 月）
- 屋内運動場等の天井等落下防止対策事例集（平成 26 年 3 月）
- 学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）（平成 27 年 3 月）

(2) 法令等

- 計量法
- 消防法
- 労働安全衛生法
- 労働基準法
- 電気事業法
- 騒音規制法
- 振動規制法
- 学校保健安全法
- 建築基準法
- 建築士法
- 建設業法
- 建築物における衛生環境の確保に関する法律
- エネルギーの使用の合理化に関する法律
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 石綿障害予防規則
- 学校環境衛生の基準
- 電気設備に関する技術基準を定める省令

(3) 条例等

- 兵庫県建築基準条例
- 兵庫県環境の保全と創造に関する条例
- 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例
- 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例
- 神戸市建築基準法施工細則
- 神戸市火災予防条例
- 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例
- 神戸市グリーン調達等推進基本方針

(4) 参考基準・指針等

本業務を行うにあたっては、次の基準類を適用するものとする（特に記載のないものは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)。なお、基準類はすべて最新版が適用されるものとし、事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応について協議を行うものとする。

- 公共建築工事標準仕様書　建築工事編
- 公共建築工事標準仕様書　電気設備工事編
- 建築工事標準詳細図
- 公共建築設備工事標準図　電気設備工事編
- 公共建築改修工事標準仕様書　建築工事編
- 公共建築改修工事標準仕様書　電気設備工事編
- 建築設備設計基準
- 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策研究所、独立行政法人建築研究所監修）
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 建築工事監理指針
- 電気設備工事監理指針
- 建築保全業務共通仕様書
- 工事写真の撮り方　建築編（公共建築協会編）
- 内線規程（社団法人　日本電気協会　需要設備専門部会編）
- 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針（有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会）
- 神戸市建築工事改修特記仕様書・補足標準仕様書
- 神戸市電気設備工事特記仕様書・補足標準仕様書・補足標準図

9　事業スケジュール（予定）

本事業の主なスケジュールは次のとおりとする。

事業契約締結	平成 27 年 9 月下旬
設計及び施工期間	契約締結日の翌日～平成 28 年 2 月下旬 ※施設毎の具体的な施工可能期間については、別紙 1 による
事業終了	平成 28 年 3 月 31 日

10　事業関連資料等の取扱い

- 市が提供する対象校の図面等の資料等は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意するものとする。
- 事業者は、提供された資料等を本事業に係わる業務以外で使用しないこととし、不要になった場合には、速やかに返却するものとする。
- 提供した資料等を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理した上、上記の返却時までにすべて廃棄することとする。

第2　設計業務要求水準

1　基本事項

(1)　業務の範囲

事業者は、本要求水準書、事業者提案等に基づき、対象施設の耐震化工事を実施するために必要な設計を行う。設計業務には、次のものを含むものとする。

- 設計のための事前調査業務
- 実施設計業務（設計図書の作成等）
- その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、学校との調整も含む。）

(2)　業務の期間

事業全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画する。

(3)　設計体制及び技術者の配置

事業者は、設計業務を遂行するにあたっては、次に示す有資格者等を配置するものとし、設計業務着手前に市に提出して承諾を得るものとする。

①　管理技術者（設計）

- 事業者は、業務遂行にあたって、あらかじめ実務経験が豊富であり誠実かつ責任感のある管理技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて市に提出し、承諾を得るものとする。
- 管理技術者は、設計において、耐震化の設計趣旨・内容を総括的に反映できる一級建築士とする。
- 管理技術者は、市の承諾を得て「② 設計担当者」を兼ねることができる。なお、設計業務の履行期間中において、その者が管理技術者として著しく不適当と市がみなした場合は、事業者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

②　設計担当者（建築）（設備）

- 事業者は、学校施設の設計の実務経験を有する設計担当者を選定しなければならない。なお、設計業務の履行期間中において、設計担当者が業務を担当するにあたり、著しく不適当であると市がみなした場合は、事業者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

(4)　設計計画書の提出

事業者は、設計業務着手前に業務工程表を作成し、市に提出して承諾を得るものとする。

(5)　設計内容の協議

事業者は、設計の検討内容について、市と協議しながら行うものとする。協議の方法、頻度など業務の詳細については事業者の提案によるものとする。

市との打合せ内容について都度書面に記録し、相互に確認する。

(6) 設計変更

市は、必要があると認めた場合、事業者に対し、設計の変更を要求することができる。この場合の手続き及び費用負担等については事業契約書で定める。

(7) 業務の報告及び書類・図書等の提出

事業者は、業務工程表に基づき定期的に市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、次表に示す書類・図書等を市に提出し、承諾を得るものとする。なお、設計図書に関する著作権は市に帰属する。

提出時期	品目	部数	体裁	備考
着手時	業務工程表	1	A3 判	
	管理技術者等届	1	A4 判	経歴書等を含む
	協力企業がある場合は、その企業概要と担当技術者名簿及び市が必要に応じて指示するもの	1	A4 判	
完了時	業務完了届	1	A4 判	対象施設ごと
	成果物納入届	1	A4 判	
	打合せ議事録	1	A4 判	
	設計成果品		次表による	
	実施設計図	2	1 部は対象校に納品	
	積算関係資料	1	次表による	
	その他資料	1	次表による	

設計成果品一覧表　　凡例：◇は該当する場合のみ　　■◆は全施設に対し個別に必要

成果物等	サイズ	提出形式	部数
■ 実施設計図書 CAD データ（DXF 形式）		CD or DVD	1
A. 建築実施設計図		A4 製本	2
◆ 仕様書（複数施設を兼ねることも可とする）	A3	↓	↓
◇ 仕上表	A3	↓	↓
◆ 付近見取図	A3	↓	↓
◆ 配置図	A3	↓	↓
◆ 仮設計画図	A3	↓	↓
◆ 平面図	A3	↓	↓
◆ 断面図	A3	↓	↓
◆ 立面図	A3	↓	↓
◆ 矩計図	A3	↓	↓
◆ 展開図	A3	↓	↓
◇ 天井伏図	A3	↓	↓
◇ 詳細図	A3	↓	↓
◇ 建具表	A3	↓	↓
B. 電気実施設計図		A4 製本	2
◆ 仕様書（複数施設を兼ねることも可とする）	A3	↓	↓
◆ 盤類結線図・照明器具姿図等	A3	↓	↓
◆ 電灯コンセント設備平面図	A3	↓	↓
◇ 動力設備平面図	A3	↓	↓
◇ 弱電設備平面図	A3	↓	↓
◆ 火災報知等設備平面図	A3	↓	↓
◇ 各種系統図	A3	↓	↓
C. 積算関係資料			
■ 積算関係図書一式			
◆ 数量積算計算書	任意	紙	1
◆ 内訳明細書（エクセル形式）	↓	紙&データ	各 1
◆ 見積書	↓	紙	1
D. その他資料・提出図書等			
■ 天井再設置を行う場合、安全性検討資料一式	任意	紙	1

2　設計業務の基本方針

(1)　設計計画、設計体制の妥当性

・　市の要求する工事完了時期に合わせ、確実に耐震化工事が完了する確実性、妥当性の高い設計計画・設計体制とする。
・　性能、工期、安全等を確保するように、責任が明確な体制を構築するとともに、統一的な品質管理体制に配慮する。

(2)　環境負荷低減への配慮

・　二酸化炭素排出量の削減に貢献するよう配慮する。
・　リサイクル材やリサイクル性の高いエコマテリアルの積極的採用に努め、環境負荷低減に貢献する。

3　設計業務の要求水準

(1)　耐震性能の向上

〔一般事項〕

・　文部科学省発出の「学校施設における天井等落下防止対策のための手引（以下「手引」という。）」に従い、吊り天井（ステージ上部を含む）、照明器具、バスケットゴール、関連する構造体、その他設置物について、耐震化（落下防止対策）を実施する。
・　耐震化の工法は文部科学省発出の「屋内運動場等の天井等落下防止対策事例集（以下「事例集」という。）」を参考とする。
・　耐震化の工法の選定にあたっては、手引に記載された工法より性能の劣る工法を用いないこと。また、手引及び事例集に記載の工法より性能、工期及び価格面で優れた工法の場合は、当該工法を選択することも可とする。
・　吊り天井の耐震化工法は撤去を原則とする。

〔機能・安全面について〕

◆ 鉄骨造の屋根の場合【葺合中学校】

・　天井撤去により屋根裏に耐火被覆として塗布されているモルタル塗が露出し、落下の恐れがあるため、モルタル等の落下防止対策を実施する。
・　耐火被覆が劣化している場合、必要な耐火性能（30 分）を確保するための措置を行う。

◆ 上階にプールがある場合【鷹匠中学校】

・　天井撤去により天井面の吸音性が低下し、室内の残響時間が長くなるため、適切な残響時間となるような対策を実施する。
・　残響時間の目安は 1.6 秒とする。（日本建築学会　学校施設の音環境保全規準・設計指針参照）

◆ その他【高取台中学校】

・　過去に屋根裏の石綿含有建材除去工事を実施したが、除去不可能なため固化処理を行った

石綿含有建材が残っている可能性がある。これが天井撤去により露出し、ボール等の衝突により落下しないよう対策を講じる。

◆ その他【青陽須磨支援学校】

・ 天井撤去により露出する鉄部等、結露のおそれのある部分には、結露防止塗料を塗布する。
・ 壁面の一部は吊り天井と同じ材料だが、壁面は撤去対象とはしない。

〔露出部の仕上げについて〕

・ 本改修により露出する屋根下地材・鉄骨部等は塗装を行う。
・ 本改修により露出する壁面上部については、壁面全体の意匠を考慮しつつ、壁の新設や塗装等の処理を行う。

〔建具・ガラスについて〕

・ 地震時に破損・飛散する恐れがある窓ガラス（※１）は、原則として合わせガラス（FL3＋30mill＋FL3）に交換する。ただし、既設ガラスが網入ガラス、合わせガラス、アクリル板の場合は交換不要とする。
※１はめ殺し窓に限らず、引違い窓等も対象とする。但し、足元等低い位置にある窓は対象としない。
・ 既存サッシの見込み寸法の制約等により、合わせガラスへの交換が困難な場合に限っては強化ガラスへの交換も可とする。
・ 飛散防止フィルムによる対応は行わないものとする。
・ 高窓開閉用のオペレーターが設置されている施設においては、部品交換を伴わない範囲でオペレーターの調整を行う。

〔バスケットゴールについて〕

・ 壁付けバスケットゴールは固定状況を確認の上、必要に応じてナットの交換及び締め直しを行う。
・ 天井吊りのバスケットゴールは落札者決定後の現地調査を踏まえて改修方針を決定する。実際の改修は設計変更または別途契約する改修工事により対応予定のため、本事業の入札価格には天井吊りのバスケットゴールの改修に要する費用を計上しないこと。

〔電気設備について〕

・ 天井耐震化工事に伴う配管配線を含む機器類の更新または撤去再取付を行う。
・ 既設天井照明器具は関連機器ともに原則撤去とし、新たに LED 照明器具（拡散パネル付・下面ガード付）を設置する。なお、適合調光器と組み合わせ、保安灯対応・省エネ対応を可能とする。
・ 青陽須磨支援学校屋内プールの照明は、既設器具の落下防止対策を実施する。
・ 照明器具の更新にあたっては、床面平均照度が 500lx 以上となるように機種選定・配置を検討すること。
・ 施工完了後に、照度測定を実施し、測定結果を提出する。
・ 放電灯安定器等の撤去にあたっては、PCB 含有の有無を確認する。PCB 含有が判明した場合は、構外搬出せず、市の指示する場所に集積する。
・ 既設天井面に設置の自動火災報知設備の感知器は、原則撤去更新とする。更新にあたって

は、既設受信機等を確認のうえ、適切に作動する機器を選定すること。また、更新後の機器にスポット型感知器を用いる場合は、ガード及び遠隔試験機能付きとする。

(2) その他

- 設計にあたっては、既存の建物や設備機器、配管等への影響が極力少なくなるよう配慮する。
- 将来の維持管理、機器更新、その他工事を考慮した設計を行う。

第3　耐震化工事業務要求水準

1　基本事項

(1)　業務の範囲

事業者は、本要求水準書、事業者提案等に基づき、設計業務において作成した設計図記載の耐震化工事を行う。耐震化工事業務には、次のものを含むものとする。

- 対象施設の耐震化工事業務（耐震化工事に伴う一切の工事を含む。）
- その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、学校との調整も含む。）

(2)　業務の期間

別紙 1 に定める期間内に各施設の工事を完了する。

(3)　施工体制及び技術者の配置

事業者は、耐震化工事業務を遂行するにあたっては、次に示す有資格者等を配置するものとし、耐震化工事業務着手前に市に提出して承諾を得るものとする。

①　監理技術者等

- 事業者は、建設業法の規定を遵守し、同法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者又は同第 2 項に規定する監理技術者を専任で適切に配置する。
- 監理技術者等は「② 補助員」を兼ねることができる。

②　補助員

- 「① 監理技術者等」のもと、補助員を配置する。
- 補助員は建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者の資格を有する者とする。
- 補助員は同時期に 3 施設まで担当可能とする。

(4)　業務の報告及び書類・図書等の提出

事業者は、施工計画書に基づき定期的に市に対して耐震化工事業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、次表に示す書類・図書等を市に提出し、承諾を得るものとする。

提出時期	品目	部数	体裁	備考
着工時	着工届	1	A4 判	対象施設ごと
	現場代理人等（監理技術者、主任技術者）届	1	A4 判	
	経歴書(監理技術者、主任技術者)	1	A4 判	
	労災保険加入法に基づく労働災害保険の成立を証明する書類	1	A4 判	
	使用材料製造者通知書	1	A4 判	対象施設ごと
	施工計画書	1	A4 判	対象施設ごと （仮設計画を含む)
	予定工程表	1	A3 判	対象施設ごと
	施工体制図	1	A4 判	
	CORINS 受領書	1	A4 判	
	工事請負契約に係る産業廃棄物処理票	1	A4 判	対象施設ごと
	建設業退職金共済組合掛金収納書等	1	A4 判	
	工事保険証書の写し	1	A4 判	対象施設ごと
	防災マニュアル	1	A4 判	
施工中	納入仕様書	1	A4 判	対象施設ごと
	実施工程表	1	A4 判	
	施工図	1	A3 判	
	施工体制台帳	1	A4 判	
	関係官庁届出書	2	A4 判	
	協議記録	1	A4 判	
施工後	工事日報	1	A4 判	対象施設ごと
	打合せ議事録	1	A4 判	
	工事写真	1	A4 判	
	建設物副産物処理報告書	1	A4 判	

提出時期	品目	部数	体裁	備考
完了時	工事完了届	1	A4 判	対象施設ごと
	完成図	1	図面データ （DXF,PDF,TIF 形式）	対象施設ごと 現場代理人又は監理技術者等、工事監理者の記名及び押印要
		2	A3 二つ折製本 （1 部は対象校に納品）	
	機器完成図	1	A4 判	対象施設ごと
	機器性能試験報告書	1	A4 判	
	機器取扱説明書	2	A4 判 （1 部は対象校に納品）	
	機器納入者連絡先表	2	A4 判 （1 部は対象校に納品）	
	試運転調整記録	1	A4 判	
	完成確認報告書	1	A4 判	
	保証書	1	A4 判（クリアファイルで納品）	
	付属工具リスト	2	A4 判 （1 部は対象校に納品）	
	関係官庁届出書類	1	A4 判（副本）	
	国庫補助関係届出書類※	1		
	電子納品	1	CD-ROM	

※：事業者が行う国庫補助関係届出書類の作成については、市が提供する各学校の施設台帳図面（PDF）に対象施設を明示し、施工前後（左右配置）の写真一覧表（Excel）を作成することを想定している。なお、上記資料は対象施設別に整理すること。また事業者は、各施設別工事代金一覧表も作成すること。

2　耐震化工事業務の基本方針

(1)　施工計画・施工体制の妥当性

- 市の要求する工事完了時期に合わせ、確実に耐震化工事が完了する確実性、妥当性の高い施工計画・施工体制とする。
- 施工期間中における学校現場の安全確保を行う。
- 施工に伴う学校教育環境への影響及び学校周辺地域への影響（騒音、振動、粉塵、車両通行等）を極力少なくするように配慮する。
- 震災の経験や教訓を活かし、学校教育の場であることを踏まえた確実な耐震性に配慮した施工を行う。
- 性能、工期、安全等を確保するように、責任が明確な体制を構築するとともに、統一的な

品質管理体制に配慮する。

(2) 環境負荷低減への配慮

・ 施工段階においても、環境負荷の低減に貢献するよう、廃棄物の削減等に配慮する。

3 耐震化工事業務の要求水準

(1) 一般的要件

・ 事業者は、耐震化工事に伴う工事一式を実施する。
・ 工事にあたって必要となる各種許可申請、届出等については、事業者の責任において、当該所轄官庁へ許可申請、届出等を行う。
・ 仮設、施工方法及びその他工事を行うために必要な一切の業務については、事業者が自己の責任において行う。
・ 事業者は、工事期間中、工事現場に常に工事記録を整備する。
・ 事業者は、学校運営上支障のない範囲で、工事（試運転調整を含む。）に必要な工事用電力、水道、ガスを有償で使用できるものとする。
・ 事業者は、耐震化工事に際し、既存物の移設が必要となる場合には、市及び学校と協議し、市及び学校の指示に基づき、事業者の負担によりこれらを移設し、速やかに機能回復等を行う。ただし、市及び学校が、機能回復等を不要としたものについては、この限りではない。
・ 自動火災報知設備等の防災システムは、工事中も正常な動作を担保する。やむを得ず稼動できない場合には、市、学校及びその他関係機関と協議し、適切な代替措置を講ずる。

(2) 現場作業日・作業時間

・ 現場作業日、作業時間は、授業・学校等に影響のない範囲で原則、次によるものとする。なお、事前に学校と作業工程について十分協議を行うこと。
・ 基本的な作業時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。また、大きな騒音・振動を伴う作業は、授業に影響がない時間帯に行う。授業実施日においては、事前に市、学校と十分に調整のうえで行う。
・ 原則として、土曜日、日曜日、祝日及び夜間に工事を行わないものとする。やむを得ず、土曜日、日曜日、祝日及び夜間に作業を行う場合、近隣に迷惑のかからない範囲で、事前に計画書を提出し、学校の了解を得た上で作業を行う。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び夜間の作業は、連続して行わないなど、学校施設の管理者が通常勤務時間外に継続的に出務することがないように十分配慮する。

(3) 別途工事との調整

・ 本事業期間中に対象校敷地内において、各対象校や市が発注する他工事や作業等が想定される。工事計画等については、市及び学校を通じ、別途工事等の請負者と十分調整を行い、事業を円滑に進めるものとする。

(4) 安全性の確保

- 工事の実施にあたっては、児童生徒、教職員、学校利用者、近隣住民等に対する安全確保を最優先する。
- 工事で使用する範囲は必要最小限とし、安全確保が必要な場所及び学校、市が必要と判断した場所については、仮囲い等により安全区画を設定する。また、工事作業場所についても同様とする。工事用車両の運行経路の策定にあたっては、児童生徒、教職員、学校利用者、近隣住民等の安全に十分配慮し、事前に市及び学校との協議・調整を行う。
- 工事期間中は、必要に応じて警備員を配置するなど、事業者の責任で安全性の確保に配慮する。

(5) 非常時・緊急時の対応

- 事故、火災等、非常時・緊急時への対応について、事業者はあらかじめ市と協議のうえ、防災マニュアルを作成する。また、事故等が発生した場合は、防災マニュアルに従い直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じる。

(6) 近隣対策等

- 事業者は、自己の責任において、騒音、振動、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞及びその他耐震化工事により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施する。

(7) 工事現場の管理等

- 事業者は、校門に工事用看板等により、工事概要、作業体系図、緊急連絡先等を掲示する。また、事前に、学校管理者、市も含めた緊急連絡簿を市及び学校に届け出る。
- 事業者は、耐震化工事を行うにあたって使用が必要となる場所及び設備等について、各々その使用期間を明らかにしたうえで、事前に市及び学校に届け出て、承諾を得るものとする。
- 事業者は、善良なる管理者の注意義務をもって、上記の使用権限が与えられた場所等の管理を行う。
- 使用する場所は必要最小限の大きさとし、学校運営に支障のない範囲とする。なお、工事中においても学校運営上必要な駐輪・駐車スペースを確保できるよう配慮する。
- 事業者は、作業時に学校内の器物等を破損しないように十分に注意する。また、学校管理者が不在時に、万が一、破損事故等が発生した場合は、学校管理者及び市に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。

(8) 工事写真

- 工事を行う箇所について、施工前、施工中及び施工後の工事写真を提出する。また、完成後、外部から見えない主要な部分の工事写真も提出する。
- 対象施設ごとの写真帳（A4 判・両面印刷）を 1 部及び JPG 形式のデータ一式（媒体は CD 又は DVD）を提出することとする。

・　国庫補助申請用の写真については、工事写真の一部を別途提出する。詳細については、事前に市に確認することとする。

(9)　工事検査

・　事業者は、工事完了後、対象施設ごとに検査員による工事検査を行い、各対象施設においていずれも事業契約書等に定める水準を満たしていることを確認する。
・　事業者は、対象施設ごとの当該工事検査の日程を事前に市及び学校に対して通知する。
・　事業者は、市及び学校に対して、工事検査の結果を書面で報告する。

(10)　その他

・　施工中は、「第１　8 遵守すべき法規制等」によるほか、「建設工事公衆災害防止対策指導要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、工事の施工に伴う災害防止及び環境の保全に努める。
・　工事の安全確保に関しては、「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。また、工事に伴い発生する廃棄物等（発生材）のリサイクル等、再資源化に努めるとともに、再生資源の積極的活用に努める。
・　工事現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法規に従って行う。
・　工事用車両の出入りに対する交通障害、安全の確認等、構内及び周辺の危険防止に努める。近隣地域における工事用車両の通行は、朝夕の通学、通勤、通園の時間帯を避けて行い、それ以外の時間帯での通行時には十分注意し、低速で行う。
・　対象校敷地周辺道路への工事関係車両の駐車や待機を禁止する。
・　気象予報又は警報等には常に注意を払い、災害の防止に努める。
・　火気使用や火花の飛散等、火災の恐れのある作業を行う場合は火気取り扱いに十分注意し、火災防止に有効な材料等で養生するほか、消火器等を作業場所周辺に設置し、火災防止の徹底を図る。
・　事業者は、学校敷地内及び学校付近において、喫煙を禁止する。
・　事業者は駐車場、資材置場等の位置を市及び学校に承諾を得るものとする。
・　工事に必要な工事用足場は、屋外に設置するものは原則的に枠組足場を使用し、「手すり先行工法に関するガイドラインについて」(厚生労働省発第 0424001 号　平成 21 年 4 月 24 日）の「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する足場とする。
・　工事完了後に下記の化学物質の濃度測定を行い、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、施設の使用を再開する前に測定結果報告書（1 部）を市に提出すること。なお、測定にあたっては文部科学省発出の「学校環境衛生管理マニュアル（改訂版）」（平成 22 年 3 月）を参考にすること。

　○測定対象物質：ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン

・　○測定場所：耐震化工事を行った室内部

第4　工事監理業務要求水準

1　基本事項

(1)　業務の範囲

事業者は、工事監理者を設置し、設計図書と工事内容の整合性の確認及び諸検査等の工事監理を行い、定期的に市に対して工事及び工事監理の状況を報告する。工事監理業務には、次のものを含むものとする。

- 耐震化工事に係る工事監理業務
- その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、学校との調整も含む。）

(2)　業務の期間

別紙 1 に定める期間内に合わせて各施設の工事監理を完了する。

(3)　工事監理者の配置

事業者は、工事監理業務を遂行するにあたっては、次に示す有資格者等を配置するものとし、工事監理業務着手前に市に提出して承諾を得るものとする。

- 事業者は、工事監理者の承諾を市から得た後、学校に通知する。
- 工事監理の業務を行う企業は、当該対象施設の耐震化工事業務を担当した企業であってはならず、また、これらの企業と相互に資本関係若しくは人的関係のある企業であってはならない。

※資本関係のある者

次のいずれかに該当する者。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下、同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

ア　親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下、同じ。）と子会社の関係にある場合

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※人的関係のある者

次のいずれかに該当する者。ただし、ウについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

ウ　一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下、同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

エ　一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

・ 当該対象施設の耐震化工事業務の監理技術者が、当該施設の工事監理者になることはできない。
・ 工事監理者は、1 人につき同時期に 6 施設まで担当可能とする。
・ 工事監理者の資格要件については、「第２１(3) ① 管理技術者（設計)」に示す設計業務にあたる者の資格要件に準じるものとする。

(4) 業務の報告及び書類・図書等の提出

事業者は、定期的に市に対して工事及び工事監理の状況の説明及び報告を行うとともに、次表に示す書類・図書等を市に提出し、承諾を得るものとする。

提出時期	品目	部数	体裁	備考
着手時	工事監理着手届	1	A4 判	対象施設ごと
	工事監理者届	1	A4 判（経歴書を含む）	
完了時	業務完了届	1	A4 判	対象施設ごと
	工事検査記録	1	A4 判	
	打合せ議事録	1	A4 判	

2 工事監理業務の基本方針

・ 設計段階から、施工、施設の引渡しまでの期間において、市、設計者及び施工者との調整を適宜行い、別紙 1 に定める期間の翌日までに確実に供用開始ができるよう、工程管理を行う。
・ 対象施設の性能・品質が確保されるよう、必要な対策を講じる。

3 工事監理業務に関する要求水準

(1) 一般的要件

・ 事業者が選任した工事監理者は、以下の業務のほか、耐震化工事の適切な監理に必要な業務を行う。
  - 耐震化工事業務に関し、別紙３に記載のとおり工事監理を行う。
  - 耐震化工事業務で作成する全ての書類、図書が事業契約書等に定めるとおりであるかの審査を行う。
  - 打合せ議事録を作成し、市に提出する。
・ 事業者は、工事監理業務の完了にあたって、品質管理のためのチェックリスト（あらかじめ、市との協議によって事業者が作成する。）に基づき、自主的に工事監理記録等の内容を検査し、その結果を報告する。
・ 工事監理者は、市及び学校に対し工事監理の状況を報告し、市の確認を受ける。ただし、

この確認は、施工の状況、水準に関して市が認証したことを意味するものではない。また、工事監理者は、市又は学校が要請したときには、工事施工の事前及び事後報告、施工状況の随時報告を行う。

- 完了時には、完成検査を行う。
- 工事監理者は工事が完了するごとに、市に対して工事検査の結果報告を行うとともに、学校に対しても、工事検査の結果報告を行う。
- 事業者は施工記録を用意して、現場で市の確認を受け、市は対象施設の状態が事業契約書等において定められた水準に適合するか否かについて確認を行う。ただし、この確認は、対象施設の水準に関して市が認証したことを意味するものではない。

(2) 工事検査

- 事業者は、工事監理企業から検査員を選定し、工事検査を行う。
- 事業者は、工事検査の実施については、事前に市に通知する。
- 市は、事業者が実施する工事検査及び試運転に立ち会うことができることとする。
- 事業者は、市に対して工事検査及び試運転の結果を、工事検査記録やその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告する。

(3) 市の完成検査

- 市は、事業者による前項の工事検査及び試運転の終了後、事業者立会いの下で完成検査を実施する。
- 事業者は、完成検査に必要な工事完成図書を作成し、市に提出する。

別紙１

対象施設一覧

No	学校名	施設	住所	電話番号	施工可能期間 （予定）
1	鷹匠中学校	体育館	灘区高徳町 2-2-19	841-0041	11/1～2/21
2	上野中学校	体育館	灘区国玉通 1-1-1	871-9681	10/27～2/26
3	葺合中学校	体育館	中央区熊内町 1-4-28	241-0444	11/5～2/26
4	高取台中学校	体育館	長田区高取山町 1-1-1	611-6325	10/27～2/14
5	多聞東中学校	体育館	垂水区学が丘 3-1-1	783-5888	10/28～2/26
6	青陽須磨支援学校	屋内プール	須磨区西落合 1-1-4	793-1006	10/01～2/29

別紙２

施設概要一覧(1/2)

			鷹匠中学校	上野中学校	葺合中学校
	対象施設		体育館(講堂)	体育館(講堂)	体育館(講堂)
	構造		RC 造(1 階部分)	RC 造(3 階部分) (屋根は S 造)	RC 造(5 階部分) (屋根は S 造)
	建設時期		平成 9 年	昭和 33 年	昭和 43 年
	吊り天井	範囲(アリーナ部分)	吊り天井あり　約 685 ㎡	吊り天井あり　約 475 ㎡	吊り天井あり　約 394 ㎡
		範囲(ステージ部分)	吊り天井なし	吊り天井なし	吊り天井あり　約 79 ㎡
		天井材(アリーナ部分)	プラスターボード[t=9.5]＋ロックウール化粧吸音板[t=9.5]	プラスターボード[t=9.5]＋ロックウール吸音板[t=12]	有孔プラスターボード[t=9]
		天井材(ステージ部分)	吊り天井なし	吊り天井なし(化粧 PB 直貼り)	プラスターボード[t=9.5]
		施工時期	平成 9 年	平成 17 年(張り替え)	平成 22 年(張り替え)
	屋根等	屋根葺材 (アリーナ部分)	RC スラブ裏現し(上階にプール) ※スラブ裏　ポリスチレンボード[t=25]	長尺亜鉛鉄板瓦棒葺き(裏面木毛セメント板)	当初の長尺カラー鉄板瓦棒葺き[t=0.4](裏面モルタル塗[t=20])のうえ、断熱カバー工法《合成高分子系ルーフィングシート防水[t=1.5],ウレタンフォーム[t=30]》
		耐火性能	-	30 分耐火	30 分耐火
		施工時期	平成 9 年	昭和 33 年(ステージ部分のみ平成 17 年に新設)	平成 22 年
	その他事項		・高窓開閉用オペレーターあり	・ステージ部分は吊り天井ではないため、耐震化不要	

別紙２

施設概要一覧(2/2)

			高取台中学校	多聞東中学校	青陽須磨支援学校
	対象施設		体育館(講堂)	体育館(講堂)	屋内プール
	構造		RC 造(2 階部分) (屋根は S 造)	RC 造 (1 階部分) (屋根は S 造)	RC 造(5 階部分) (屋根は S 造)
	建設時期		昭和 39 年	昭和 49 年	平成 21 年
	吊り天井	範囲(アリーナ部分)	吊り天井あり 約 473 ㎡	吊り天井あり 約 620 ㎡	吊り天井あり 約 220 ㎡(トップライト部分を除く)
		範囲(ステージ部分)	吊り天井なし	吊り天井あり 約 80 ㎡	―
		天井材(アリーナ部分)	化粧石膏吸音ボード[t=9.5]	グラスウールボード[t=25]＋有孔ケイカル板[t=8]	吸音グラスウールボード[t=25] 80kg/m3(ハイラートンスイム)
		天井材(ステージ部分)	吊り天井なし	グラスウールボード[t=25]	―
		施工時期	平成 18 年(張り替え)	平成 18 年(新設)	平成 21 年
	屋根等	屋根葺材	フッ素ガルバリウム鋼板クリップルーフ葺き[t=0.6] (裏面高圧木毛セメント板[t=20])	長尺カラー鉄板瓦棒葺き[t=0.4](裏面アスベストラックス[t=10])	フッ素樹脂鋼板瓦棒葺き[t=0.4](裏面高圧木毛セメント板[t=20]) ※中央部はトップライト
		耐火性能	―	―	30 分耐火
		施工時期	平成 18 年(葺き替え)	昭和 49 年	平成 21 年
	その他事項		・平成 18 年石綿含有建材除去工事		

別紙３

工事監理者の行う業務内容

【用語の解説】

監督員：神戸市立学校体育館等天井耐震化事業その３における、神戸市側の担当者をいう。

施工企業等：事業者が、耐震化工事業務の全部又は一部を請け負わせる構成企業（以下、「施工企業」という。）又は神戸市立学校体育館等天井耐震化事業委託契約書（以下、「事業契約書」という。）の規定により定められた現場代理人をいう。

承　諾：事業契約書、要求水準書及び設計図書（以下、「契約図書」という。）で明示した事項で、施工企業等が監督員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、工事監理者が書面により同意することをいう。

指　示：工事監理者が施工企業等に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

協　議：書面により協議事項について、関係者双方が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。

検　査：施工の各段階で施工企業等が確認した施工状況や検査結果等について、施工企業等により提出された資料に基づき、工事監理者が設計図書との適否を判断することをいう。

立会い：契約図書に示された項目について、工事監理者が臨場し、内容を確かめることをいう。

書　面：発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいう。

確　認：契約図書に示された事項について、工事監理者が臨場若しくは施工企業等が提出した資料により、工事監理者がその内容について契約図書との適合を確かめ、施工企業等に対して認めることをいう。

【業務内容】

工事監理者の業務欄の各印は、下記を基準に工事監理業務を行うことを示す。

１）工事監理者の業務

○　印は、工事監理者の判断により必要な確認、施工企業等に対して協議、申し入れ又は指示等を行う。ただし、工事監理者が自己の判断で決定できない場合は、市の監督員に報告し指示を受ける。

承　印は、事前に承諾を行う。

検　印は、全数検査を行う。

検　印は、全数検査を行う。

※ＪＩＳ又はＪＡＳに定める規格に適合するものについては検査を省略することができる。

２）現場立会いの別

立　印は、工事監理者が検査等を行うための抽出立会いをいう。

立　印は、工事監理者が検査等を行うための全数立会いをいう。

＊立会いの別及び工事監理者の業務区分の見方及び解説

ケース	立会いの別	監理業務区分	解　　説
（１）		○	工事監理者は、書類又は現場で確認等し市の監督員へ報告する。
（２）		承	工事監理者は、書類等を事前に承諾し市の監督員へ報告する。
（３）	立	検	工事監理者は、現場において対象となる部分の全数を立会い及び検査をする。

〔注〕監理項目中の要点及び細目の（　）内数字は、標準仕様書（平成 25 年版）の章・節・項目の番号である。

建　築　工　事

区分	監理項目		主な事項	立会いの別	監理業務区分	備考	写真撮影
	要点	細目					
地質調査	標準貫入試験		設計上必要な地耐力・支持層の確認に疑問を認めた場合監督員に報告、専任技術者	立	○	報告書の提出	○
	素掘り試験		設計上必要な地耐力・支持層の確認に疑問を認めた場合監督員に報告、専任技術者	立	○	報告書の提出	○
	(4.2.4) 載荷試験		施工計画書、平板載荷試験、沈下量の確認	立	○	特記の確認 報告書の提出	○
一般共通事項	計画通知等		工事着工前に確認済証の確認をする。		○	計画通知提出工事	
	建設リサイクル通知書		建設リサイクル通知書及び産業廃棄物処理業者（契約書内容）の確認		○		
	現場説明		敷地境界線、ベンチマーク、設計ＧＬ 重要事項がある場合は、市に報告する。	立	○	設計担当者の立会い 記録の作成	○
	(1.1.8) 設計図書の疑義		質疑応答書、打合せ簿		○	記録の整備	
	設計変更		指示書を必ず作成する		○	指示年月日を明確にする。	
	(1.1.4) 工事実績の登録		請負金額 500 万円以上の場合（500 万円以上かつ 2,500 万円未満は受注時のみ） （受注時、変更時、完了時）		○	特記の確認 ﾃﾞｰﾀｼｰﾄの確認 CORINS 受領証の確認	
	(1.1.5) 施工管理体制		建設業法に基づく施工体制台帳（①施工体制台帳②下請負人に関する事項③再下請け負通知書④下請負契約書）を作成した場合 （下請契約金額が 4,500 万円以上又は、低入札価格調査を経た工事の場合）		○	工事現場施工体制等ﾁｪｯｸ様式による確認 施工体系図の掲示	
	損害保険		保険種別、期間、保険金額、工期延期の手続き		○	特記及び証書（写し）の確認	
	建設業退職者共済制度		掛金収納書、受払い簿、制度に関する掲示		○		
	(1.1.10) 工期変更資料		変更工程表、説明資料、理由書		○		
	(1.1.12) 危険物等埋設物		危険物の適法処理	立	○		○
	(1.2.1) 実施工程表		実施工程表、必要に応じて工程調整会議		承		
	(1.2.2) 施工計画書		総合計画書、工種別の施工計画書		承	特記の確認	
	(1.2.3) 施工図等		別契約工事との調整、総合図		承		
	(1.2.4) 工事の記録		協議内容、指示内容、工事の経過、施工の記録、工事写真等		○	必要に応じて提出請求	
	(1.3.3) 電気保安技術者		証明資料		承	特記の確認	
	(1.3.5) 施工条件		施工時間、休日及び夜間作業		○	特記の確認	

区分	監理項目		主な事項	立会いの別	監理業務区分	備考	写真撮影
	要点	細目					
一般共通事項	(1.3.8) 建設副産物の処理等		副産物の抑制、再利用、再資源化、マニフェストの確認 特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法、調書		○	特記、廃棄物処理委託契約書の確認、再生資源利用計画書の提出 関連法規等の確認	
	(1.4.1) グリーン調達		証明資料 完成時に所定の様式による提出		○	グリーン購入法 神戸市調達指針の確認	
	(1.4.2) 材料の品質等		材質、仕上げの程度、色合い、同等品願い		承		
	(1.4.4) 材料の検査等		ＪＩＳ又はＪＡＳマーク表示、規格証明書		検	特記の確認 各章の検査、試験等の項目に適用	
	(1.4.5) 材料の検査に伴う試験等		試験方法、試験計画書、試験場所	立	検	各章の検査、試験等の項目に適用	
	(1.5.2) 技能士		証明書		○	特記の確認	
	(1.5.5) 施工の検査等		指示工程毎の検査	立	検		
			見本施工	立	検	特記に記載された場合	
	(1.5.9) 化学物質の濃度測定		測定対象物質、測定方法、測定箇所数 測定室の指示、技量証明書資料、成績報告書の確認		○	特記の確認	
	(1.7.2、3) 完成図等		完成図、保全に関する資料		○	特記の確認	
	環境配慮事項		環境配慮事項チェックリスト②		○	公共工事環境配慮ガイドライン《建築編》	
	下請負人届け		当初、最終、変更		○		
	主任技術者 監理技術者		工事監理技術者：3,000 万円（建築一式工事の場合は 4,500 万円）以上を下請契約する場合		○		
	近隣家屋調査		内外観、傾斜、水平、写真撮影、報告書		○	特記の確認	○
	モデルルーム			立	検	特記の確認	○
	官庁検査		建築指導部検査、消防検査、福祉関連検査等	立	○		
	連絡体制	緊急時	事故発生時、災害時等の対応		○	安全管理委員会、安全部会事務局等へ連絡、報告	○

区分	監理項目		主な事項	立会いの別	監理業務区分	備考	写真撮影
	要点	細目					
		休暇等	GW、盆休み、年末年始等の長期休暇		○		
仮設工事	仮設計画	(1.2.2) 施工計画書 (2.1.1～.2) (2.2.4) (2.3.1～.3)	仮設建物配置、工事用各種機械設備、動力、給排水設備、仮囲い、搬出入計画、警備員の配置、洗車設備、他事業との関連、現場の安全対策、足場養生シート、公害防止、工事標示板、実施工程表		○	特記の確認 建築工事監理指針参照	○
	安全対策等	設計図書に特記			○		○
		一般的な対策			○		
	建物配置	(2.2.1) 敷地状況確認及び縄張り	敷地境界、隣接土地建物、搬入道路	立	○		○
			建物位置の検査	立	検		○
		(2.2.2) ベンチマーク	不動点の確認	立	検		○
			現況地盤高の確認、完成地盤高の検討	立	○		
		(2.2.3) 遣り方	基準墨の検査	立	検		○
	工事用仮設物	(2.4.1) 仮設物撤去その他	仮設物撤去、跡地整理状況	立	○		○
			仮設物の移転が生じ、工事目的物の一部を使用 する場合	立	承		○
土工事	準備	(1.2.2) 施工計画書			承	特記の確認 建築工事監理指針参照	
	(3.2.1) 根切り	根切り底	地質調査資料との対比、指示地盤の検査、深さの検査、床付面の保護、地下障害物等の点検とその処理方法の指示、施工計画書内容の検査	立	検		○
	(3.2.2) 排水		湧き水・たまり水等の処理の確認、予想外の出水等の協議、根切り底・法面の保護、敷地内と近隣との安全性の確認	立	○		○
	(3.2.3) 埋戻し及び盛土		土質の確認、締固め方、余盛り型枠存置の協議		○	特記の確認	○
	(3.2.5) 建設発生土の処理		処分地の確認、再利用の指示、工事間流用の指示		○	特記の確認	

区分	監理項目		主な事項	立会いの別	監理業務区分	備考	写真撮影
	要点	細目					
	(3.3.1) 山留め	(3.3.2) 管理	異常時処理の協議及び指示	立	○		○
		(3.3.3) 撤去		立	○		○
地業工事	準備	(1.2.2) 施工計画書	既成杭地業、場所打コンクリート杭地業、地盤の載荷試験、施工管理技術者証明資料		承	特記の確認 建築工事監理指針参照	
	杭材料	(4.3.2) 既成コンクリート杭	〔RC杭、PHC杭〕 JIS ﾏｰｸ 、材種・寸法、継手箇所数、杭先端形状	立	検	特記の確認 規格証明書	○
			〔SC杭、PRC杭、ST杭他〕 材種・寸法、継手箇所数、杭先端形状	立	検		○
		(4.4.2) 鋼杭	〔鋼管杭、H形鋼杭〕 JISﾏｰｸ、材種・寸法、杭先端形状、補強	立	検	特記の確認 規格証明書	○
		(4.5.3) 場所打ちコンクリート杭	鉄筋：結束、継手、溶接、鉄筋かご補強、かぶり厚さ 〔5章 鉄筋工事〕の適用	立	検		○
			ｺﾝｸﾘｰﾄ：種別、強度試験、ｽﾗﾝﾌﾟ試験 〔6章 ｺﾝｸﾘｰﾄ工事〕の適用	立	○		○
	工法	(4.3.4) セメントミルク工法	技量証明書資料、圧入による杭の建込み	立	○		○
		(4.5.4) ｱｰｽﾄﾞﾘﾙ、ﾘﾊﾞｰｽｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ工法	深さ及び支持地盤 地中障害がある場合、支持地盤に疑問を生じた場合その状況を上司に報告	立	検		○
	(4.3.7、 4.4.6) 杭頭の処理		杭頭の処理方法、結果の確認、切取り部分の処 理杭頭の補強方法	立	○		○
	(4.2.2) 試験杭	(4.3～4.5)	特記なき場合最初の1本、支持力・支持地盤の確認各種管理基準値、場合によって施工計画変更	立	検	特記の確認	○
	(4.2.5) 報告書	(4.3.8、4.4.7、4.5.7) 施工記録	すべての杭、継手、打込み深さ、高止まり量、セメントミルク量、施工時間、杭の傾斜、水平 方向のずれ、推定杭耐力、杭頭処理		○		
	(4.6.3～4.6.5) 割り石、砂、砂利、捨コンクリート地業 床下防湿層	(4.6.2) 材料	品質・形状・寸法・厚さ		○		
		(4.6.6) 施工記録	締め固め状況、仕上がりレベル		○		○
	(4.2) 施工試験	(4.2.3) 杭の載荷試験	試験箇所数及び試験位置	立	○	特記の確認 敷地調査共通仕様書	○
		(4.2.4) 地盤の載荷試験	試験箇所数及び試験位置	立	○		○

区分	監理項目		主な事項	立会いの別	監理業務区分	備考	写真撮影
	要点	細目					
	地盤改良	(1.2.2) 施工計画書	材料、工法、配合条件、施工管理		承	建築工事監理指針参照	
		施工記録	効果確認、圧縮強度試験報告書、六価クロム溶出試験報告書		承	特記の確認 建築工事監理指針参照	○
		試験	試料採取	立	○		○
鉄筋工事	準備	(1.2.2) 施工計画書	鉄筋工事、ガス圧接		承	特記の確認 建築工事監理指針参照	
	(5.1.3) 配筋検査	主要構造部の組立・配筋	鉄筋・埋設物の位置・数量・継手・定着長さ、 かぶり厚さ、施工図との相違、鉄筋の種類、ﾐﾙｼｰﾄ、ﾒﾀﾙﾀｯｸﾞの照合、組立精度、開口部補強、鉄筋の方向	立	検		○
	(5.2) 材料	(5.2.1) 規格証明	ＪＩＳ規格データ（規格適合品は試験成績データの検討）又は建築基準法第 37 条第 2 号の大臣認定書		検	規格証明書等	
	溶接	(5.2.3) 試験	種類、製造ロット、径ごと 引張試験　試験体：3体／回		○		○
	(5.4) ガス圧接	(5.4.2) 技能資格者	ガス圧接技能資格の証明		○	資格証明書の提出	
		(5.4.3) 品質	ふくらみ、 ふくらみ長さ、 圧接面のずれ、偏心、折れ曲がり、焼き割れ、 へこみ、 垂れ下がり、整備済器具の使用	立	○		○
		(5.4.9) 試験	(外観) 欠陥の有無、全圧接部	立	検		○
			(試験方法) 超音波探傷試験－ 1 ロット 30 箇所 引張試験－1 ロット 3 箇所	立	検	検査成績書の提出 試験従事者証明書	○
		(5.4.10) 不合格となった圧接部の修正	原因の調査、 改善措置		承		
	準備	(1.2.2) 施工計画書	コンクリート工事、型枠工事		承	特記の確認 建築工事監理指針参照	

区分	監理項目		主な事項	立会いの別	監理業務区分	備考	写真撮影
	要点	細目					
コンクリート工事	材料	(6.2、6.4、6.5) コンクリートの計画調合書 ＜配合報告書＞	種類、 強度、 種別、 混和材、温度、 空気量、 水セメント比、スランプ、 単位水量、 単位セメント量、 塩化物含有量、 骨材のアルカリシリカ反応試験報告書の確認 フレッシュコンクリートの試験の適用 コンクリートの強度試験の適用 日総建の巡回採取による骨材試験結果報告書の確認（RC、SRC造３階建以上又は500㎡を超えるもの）		承	特記による 構造コンクリートの呼び強度は、設計基準強度＋3N/m㎡＋温度補正 試験結果の報告	
	(6.2、6.4、6.5) 打設準備	(6.4.1) 製造工場の選定	工場現場内の運搬方法・運搬時間、工場の製造 能力・運搬能力、施工管理技術者の証明等		承	同一打込工区への複数工場混合使用を避ける	
	(6.2、6.4、6.5) 打設準備	(6.3.2) 試し練り	ＪＩＳ規格品コンクリート以外の場合	立	○		○
コンクリート工事	(6.6) 打設	(6.6.4～5) 打込み・締め固め	固め打止め箇所、打継ぎの処理、埋設物の位置確認、傾斜形シュートの承諾、目地寸法、掃除、散水、打込み計画書、打込み後の確認	立	○		○
		(6.6.7) 構造体補修	主要構造部…補修方法指示　→補修後の検査 その他…補修方法の承諾→補修後の確認	立	○		○
	(6.8) 型枠	(6.8.4) 型枠の組立	支保工、型枠の種類、スリーブ、止水板、はく離剤の選定、表面の清掃、紙チューブの力骨・力板 断熱材等の位置・固定方法	立	検		○
		(6.8.5) 存置期間及び取り外し	強度試験結果、材齢、気温、荷重、支柱の盛り替え、型枠締め付け金具の頭処理		○	圧縮強度より定める場合は承諾	○
	(6.9) 試験	(6.9.1) 適用範囲	試験の省略		承	コンクリートが軽易な場合 建築工事監理指針参照	
		指定試験所での試験	同意書様式の引渡、試験体に疑義が生じた場合・不合格の場合の対応		○		

区分	監理項目		主な事項	立会いの別	監理業務区分	備考	写真撮影
	要点	細目					
		(6.9.3～4) フレッシュコンクリートの試験	①試料の採取 普通ｺﾝｸﾘｰﾄ(*1) －150 ㎥毎（荷卸し場所） 軽量ｺﾝｸﾘｰﾄ － 100 ㎥毎（打込む場所） ②試料の数（スランプ、空気量、塩化物量（*2）） ３台の運搬車×１回＝３回 ③供試体（テストピース）の数 ３台の運搬車×３個＝９個 （①管理試験用、②脱型用、③材齢 28 日（*3））	立	○	標準仕様書参照 *1 設計基準強度 27N/ｍ㎡以上は、100 ㎥毎 *2 最初の測定は、打込み当初とし、ｶﾝﾀﾌﾞを使用する場合は、３枚 *3 ①標準養生 ②・③現場水中養生	○
		(6.9.4～6) コンクリートの強度試験	脱型用、管理試験用の強度試験については、必要に応じて確認材齢 28 日の強度試験については、公的機関等で試験を行うため省略できる	立	○	標準仕様書参照 試験成績書の報告を受ける	○
	(6.13) 高炉セメントB種を用いる普通ｺﾝｸﾘｰﾄ	(6.13.1) 一般事項	高炉セメントＢ種を用いる普通コンクリートをアルカリ骨材反応抑制対策に使用する場合に適用 (6.1～6.10) の適用		○	特記の確認	
	特殊コンクリート	(6.12) 暑中におけるコンクリートの取扱い	調合・練りまぜ・運搬・打込み・養生方法、規定外混和剤の使用方法の検討		○		○
コンクリート工事	特殊コンクリート	(6.10) 軽量コンクリート	骨材・調合・練りまぜ・運搬・打込み等の検討		○		
		非構造用軽量コンクリート			○	特記の確認	
		(6.11) 寒中コンクリート	工事用資材と保護施設・調合・養生の方法、 それらの管理方法、打込み時コンクリート温度、養生 打切り時期、その他の検討		○	適用期間、高度差補正の確認	○
		(寒中ｺﾝｸﾘｰﾄ) 早強ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄの使用	計画調合を定める際、積算温度を 105° D・Dまでとする場合		○		
		その他のコンクリート	混和材料の検討		○	特記の確認	
鉄骨工事	(7.1) 一般事項	(1.2.2) 施工計画書	製作要領書、溶接施工管理技術者 溶接工等技量証明書、建方計画、搬入計画		承	特記の確認 建築工事監理指針参照	
		(7.1.3) 鉄骨製作工場	製作工場のグレード、能力、精度、機械、社内検 査、運搬、検査成績表		承	特記の確認	
		(7.1.4) 施工管理技術者	資格証明、工事経歴書の確認		承	特記の確認	
	(7.2) 材料	(7.2.1) 鋼材	ＪＩＳ規格・マークの確認、ミルシート		検	規格証明書の提出	

区分	監理項目		主な事項	立会いの別	監理業務区分	備考	写真撮影
	要点	細目					
		(7.2.2) 高力ボルト	トルシア形、ＪＩＳ形、溶融亜鉛めっき、径、首下寸法、締付け長さに加える長さ		承	規格証明書の提出	
		(7.2.3) 普通ボルト	材質、形状、寸法		承	規格証明書の提出	
		(7.2.4) アンカーボルト	材質、種類、規格、等級、形状、寸法		承	規格証明書の提出	
		(7.2.5) 溶接材料	溶接棒、ワイヤー、フラックス、ガス		○	規格証明書の提出	
		(7.2.6) ターンバックル	割枠式、羽子板ボルト		○	規格証明書の提出	
		(7.2.7) デッキプレート	材質、形状		○	規格証明書の提出	
	(7.3) 工作一般	(7.3.2) 工作図	現寸図（床書き現寸図） スケール合わせ	立	検	自動加工装置を用いる場合は作成省略可 特記の確認 鉄骨工作標準図	○
			各部寸法、ゲージライン、スリーブの位置、鉄筋貫通孔、クリアランス等		承		○
		(7.3.3) 製作精度	部材の組立､溶接開先加工精度、溶接形状の精度		承	鉄骨工作標準図 日本建築学会 「鉄骨精度検査基準」	
		(7.3.5) 切断・加工	自動ガス切断、剪断切断（厚 13 ㎜以下）、ひずみの矯正、鉄筋貫通孔径、ボルト孔、塗装		○		
鉄骨工事	(7.3) 工作一般	製品検査	工作図・現寸図との照合、製品精度、各部寸法、溶接検査、社内検査基準、成績表の承諾、のど厚 ひずみ、超音波探傷試験、超音波探傷試験技能資格の証明、鋼材規格の試験 塗装	立	検	工事現場組立符合図 検査報告書	○
	(7.4) 高力ボルト接合	(7.4.2) 摩擦面の処理	浮き錆・塵埃・油の付着等摩擦力を低減させるものの除去	立	検		○
		(7.4.7) 締付け	一次締付けトルク値、マーキング	立	検		○
		(7.4.8) 締付けの確認	トルシア形：検査記録の提出を受けた後目視検査（回転量、ピンテールの破断)､ボルトの余長 JIS 形：検査記録の提出を受けた後目視検査（トルクコントロール法又はナット回転法による場合の確認)､ボルトの余長	立	検		○
	(7.6) 溶接接合	(7.6.2) 施工管理技術者	溶接施工管理技術者資格証明書、工事経歴書（JIS Z3410 の有資格者）		承		
		(7.6.3) 技能資格者	溶接技能資格者の証明		承	技量証明書	

区分	監理項目		主な事項	立会いの別	監理業務区分	備考	写真撮影
	要点	細目					
		(7.6.10～12) 溶接部の確認・試験、補修	施工後（のど厚、長さ、形状、ひずみ、仕上げ） 浸透探傷試験、磁粉探傷試験、超音波探傷試験不合格溶接の補修	立	検	特記の確認 検査成績書、検査技術 者の資格証明書	○
	(7.7) スタッド・デッキプレート溶接		アークスポット溶接、隅肉溶接、焼抜き栓溶接技能者、精度、施工、外観試験、打撃試験、不合格溶接の補修、気温	立	検	特記の確認	○
	(7.8) 錆止め塗装		品質、塗り回数、塗装範囲、塗装の種別、ＪＩＳ製品の確認、接合部の塗り回数、塗装しない部分	立	○		○
	(7.9) 耐火被覆		厚さおよび密度の検査、貫通部の処理、確認ピン、耐火表示の確認、耐火被覆材製造所の仕様	立	○	特記の確認 石綿含有率0%の確認	○
	(7.10) 工事現場施工	(7.10.2) 建方精度	JASS 6　付則 6　鉄骨精度検査基準	立	検	鉄骨工作標準図	○
		(7.10.3) アンカーボルト	位置・固定方法・天端仕上げの確認、種別、基準 墨、養生、ベースプレートの保持	立	○	特記の確認	○
		(7.10.4～5) 搬入・建方	搬入計画、養生、仮すじかい、仮設補強、安全性 の確保、仮ボルト、ひずみの修正、建入れ直し、形状及び寸法精度	立	検		○
コンクリートブロック・ＡＬＣパネル・押出成形セメント板工事	準備	(1.2.2) 施工計画書	補強コンクリート造、コンクリートブロック帳壁及び塀、ＡＬＣパネル、押出成形セメント板工事		承	特記の確認 建築工事監理指針参照	
	(8.2) 補強コンクリートブロック造 (8.3) コンクリートブロック帳壁及び塀	(8.2.2) 材料	寸法、形状、鉄筋の材質、ＪＩＳ規格の確認	立	検	特記の確認	○
		施工図	割付け、配筋位置、スリーブ、開口部まぐさ、アンカーボルトの位置、配管ダクト		承	既製まぐさの使用承諾	
		施工	壁縦筋は継手しない、縦やり方、調合、配筋、開口部補強、一日の積上げ段数、上部すき間モルタル詰め、目地、寒冷期の施工、基準墨	立	○		○
	(8.4～5) ＡＬＣパネル、押し出し成形セメントパネル	(8.4.2) 材料	コンクリートの調合・配筋・打込み金物の位置の確認、ＪＩＳ規格品（寸法・精度・ひび割れ・破損）		○	特記の確認 検査成績表 検査記録	○
		施工図	パネルの割付け・取付け金物の位置、寸法		承		
		施工	外観パネル、間仕切壁・屋根及び床パネルの工法の確認、組立て機械、組立て順序、つなぎ材、控え材	立	○	特記の確認	○

区分	監理項目		主な事項	立会いの別	監理業務区分	備考	写真撮影
	要点	細目					
		部材	取付け金物・ＪＩＳの確認		検	検査記録	○
		組立て完了	組立て位置の精度・接合用鋼材の芯ずれ ひび割れ・破損・ねじれ	立	○		○
防水工事	(9.1) 一般事項	(1.2.2) 施工計画書			承	特記の確認 建築工事監理指針参照	
		防水施工者	指定施工業者の確認		承		
		保証書	請負人、材料製造所、防水施工者の連帯保証		承	特記の確認	
	(9.2) アスファルト防水 (9.4) 合成高分子系 ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ防水 (9.5) 塗膜防水	防水材料	指定製造所の確認、JIS マークの確認、特殊ルーフィング等の指定、メーカーの確認、所要量		検	品質証明書	○
		防水層の下地	下地の塗りむら、水勾配、落口廻り勾配、下地乾燥の確認、下地クラックの処理	立	○		○
		施工	塗布方法、増し張り、指定層数、厚さ、重ね、ドレーンとの取合い、既設防水層との取合い、配管類との取合い、立上り部納まり	立	検		○
		漏水試験		立	検	特記の確認 結果報告書提出	○
		押え層仕上げ	押さえコンクリートの骨材の確認、伸縮目地充填材・目地割り、ＥＸＰ．Ｊの納まり		○		○
防水工事	(9.7) シーリング	(1.2.2) 施工計画書	材料、有効期間の確認、被着体に応じたもの、バックアップ材、ボンドブレーカー		承	特記の確認 建築工事監理指針参照	
		(9.7.2) 材料	シーリング材の種類、バックアップ材		○	特記の確認	○
		(9.7.4) 施工	気温、バックアップ材・ボンドブレーカーの挿入状況の報告施工箇所、目地幅・厚み等・サンプル試料の提出		検		○
石工事	(10.1～10.2)	(1.2.2) 施工計画書			承	特記の確認 建築工事監理指針参照	
		施工図	石割付図、取付け方法、危険防止、一枚の大きさに注意（製作可能の限度、ひずみを起こす限度）運搬限度、取付け詳細、伸縮目地、目地幅		承		
		(10.2.1) 材料	品質、産地、仕上げの限度、ひずみ、色調、種石の種類、粒の大きさ、色合い及び仕上げの程度、製作期間の確認	立	○	特記の確認 見本品の提出	○

区分	監理項目		主な事項	立会いの別	監理業務区分	備考	写真撮影
	要点	細目					
	(10.3～10.7) 工法	施工	目違いの有無、下地との緊結状態、裏込めﾓﾙﾀﾙ、養生、清掃、防水剤、ひっぱり・取付金物	立	○	特記の確認	○
タイル工事	(11.1～11.4)	(1.2.2) 施工計画書			承	特記の確認 建築工事監理指針参照	
		施工図	平、役物、水切りタイル等の使用区分、目地幅、取合い材との納まり、設備器具との取合い		承	割付図の提出	
		材料	品質、寸法、指定メーカーの有無、見本品の決定、色調、製作期間の確認、既製調合モルタル、見本焼き		○	特記の確認	○
		施工	下地モルタル、防水剤使用の有無、床の水勾配、目地の仕上げ及び幅、養生、清掃 せき板の散水、コンクリートの締め固め、型枠取り外し、目地仕上げ、清掃	立	○	特記の確認	○
		(11.1.5) 打診確認	屋外のタイル張り及び屋内の吹抜け部分等のタイル張り		○	検査結果報告	○
			浮き・ひび割れ等によるタイルの張直し	立	承	検査結果報告	○
		(11.1.5) 接着力試験	試験体の位置の指示 （陶磁器質ﾀｲﾙ 張り） 0.4N/m㎡ 以上 （陶磁器質ﾀｲﾙ 型枠先付け） 0.6N/m㎡ 以上	立	○	検査結果報告	
木工事	(12.1～12.7)	(1.2.2) 施工計画書			承	特記の確認 建築工事監理指針参照	
		施工図	各部寸法、コンクリートの取合い、仕上げとの関係、ちり、軸組方法、合板、割り付け、設備機器との取合い、点検口		承		
		(12.2) 材料	樹種（代用樹種）、寸法、等級、材長、ひき立て・仕上がり寸法に注意、集成材、含水率、防腐処理、防蟻・防虫処理材の確認（特記による）、釘、構造金物、接着剤		○	発注書の提出 JAS マーク、JIS マーク 防蟻・防虫処理材証明書提出	○
		施工	接着剤、仕口、継手、水平、通り、緊結金物、防腐剤塗り、主要墨の確認	立	○		○
	(13.1～13.5)	(1.2.2) 施工計画書	長尺金属板葺、折板葺、瓦葺、とい、耐風圧性		承	特記の確認 建築工事監理指針参照	

区分	監理項目		主な事項	立会いの別	監理業務区分	備考	写真撮影
	要点	細目					
屋根及びといエ事		施工図	軒先、棟、ケラバの納まり、谷どい、ルーフドレイン、とい受け金物の位置、防露材、防火区画の貫通、断熱材の取付け		承		
		材料	指定製造所・工法の確認、厚さ、品質・形状の確認、色調		○		○
金属工事	(14.1～14.8)	(1.2.2) 施工計画書			承	特記の確認 建築工事監理指針参照	
		施工図	割付け、アンカーボルトの位置、開口部補強、材質・形状・寸法・固定方法・埋め込み金物の間隔 、周辺との取合い、設備機器との関係		承		
		材料	材質・寸法・形状 溶融亜鉛めっきの外観検査､JIS規格品の確認		○	見本品の承諾 仕上げ、色合いの承諾	○
		施工	寸法・固定方法、ねじれ、曲り、仕上げ、通り、埋込み金物の位置、補強材、養生、安全性の確認（特に手すりの高さ、手すり子のピッチ、足元のクリヤランス等に注意)、開口補強	立	○	主材製造所の仕様	○
左官工事	(15.1～15.8)	(1.2.2) 施工計画書			承	特記の確認 建築工事監理指針参照	
		材料	JIS マーク確認、指定製造所、指定品質の確認、塗り見本の決定、砂の粒度、接着剤の種別、混和剤、給水調整剤、塩分、仕上げ、色合い		○	見本品の承諾 仕上げ、色合いの承諾 塗布量の報告	○
		施工	混和剤の使用量、下地湿し、定規ずり、床勾配、目地切り、こて押さえ･研出し仕上げの程度、塗り・吹付け厚さ及び回数、養生方法	立	○	下地処理 下塗り養生期間	○
建具工事	(16.1～16.13)	(1.2.2) 施工計画書	アルミニウム製建具､鋼製建具、鋼製軽量建具、ステンレス製建具、木製建具、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア		承	特記の確認 建築工事監理指針参照	
		施工図 （建具製作図）	神戸市型の確認、取合各部関連工事との納り、金具取付部分等の補強、表面処理方法、下地、金物、ガラス取付け方法、材種、寸法、形状、ビス材種・形状		承	建具見本の製作は、特記による。	
		製品	内法、部材寸法、仕口、材質、溶接跡、ひずみ、通り、防錆処理、金物用穴あけ、取付け足、組立て方法、仕上げの程度、はずれ止め		○		○
	(16.1～16.13)	性能	耐風圧性、気密性、水密性、遮音性、防火性		承	特記の確認 試験成績書の提出	

区分	監理項目		主な事項	立会いの別	監理業務区分	備考	写真撮影
	要点	細目					
		取付け	位置、立ち、水平、ひずみ、通り、枠廻り、踏づら、周囲モルタル詰、クサビ取り、溶接部の塗装		○		○
		開閉調整	開閉調整、施錠調整、仕上げ塗装完了後再調整 操作方法表示		○		
		(16.7) 建具用金物	指定金物の確認、性能の検討、材質、寸法、数、建具の大きさ・重量との関係		承	見本品の提出	
		鍵	種類、施鍵の方向、マスターキーの検査・鍵の名札、非常用時操作方法の表示、鍵箱		○	施錠計画 （ﾏｽﾀｰｷｰ） 鍵の一覧表の提出	
	(16.14) ガラス	材料	規格、種別、厚さ、パテの規格、ガスケット		○	見本品の提出	
		施工	敷パテ、クリップ取付け間隔、清掃、破損防止、ガスケット、シーリング、防錆処理	立	○		
カーテンウォール工事	(17.1～17.3)	(1.2.2) 施工計画書	工場生産のメタルカーテンウォール・ＰＣカーテンウォール		承	特記の確認 建築工事監理指針参照	
		施工図	形状、寸法、仕上がり、必要性能、組立て法、金物取付部分の補強、表面処理方法、ガラス取付け方法、関連工事との納まり		承	特記の確認	
		製品	材質、形状、表面仕上げ、コンクリートの種類・品質、鉄筋、ガラス		○	特記の確認	○
	(17.1～17.3)	性能	形状、寸法、耐風圧性、耐震性、水密性、気密性、耐火性、耐温度差性、遮音性、断熱性など		承	特記の確認	
		取り付け	立ち、水平、ひずみ、通り、防錆処理、アンカー、溶接部の塗装、周囲モルタル詰め、シーリング材料、ガスケット、断熱材料、摩擦低減材料、取付け金物、許容寸法	立	○		○
塗装工事	(18.1～18.14)	(1.2.2) 施工計画書	コンクリート、木部、金属、ボード類、左官塗り等の素地、MSDS		承	特記の確認 建築工事監理指針参照	
		材料	材種の確認・見本帳・見本塗り板、F☆☆☆☆		○	特記の確認	○
		施工	ラワンの目止め、きず補修、節止め、金属面の処理、工法の種別、下地面の乾燥、各層の乾燥程度、ペーパー掛け、はけ斑、塗り回数、吹き付けの養生、換気、気温、火気注意		○		○
	(19.1～19.9)	(1.2.2) 施工計画書	床、壁、天井		承	特記の確認 建築工事監理指針参照	

区分	監理項目		主な事項	立会いの別	監理業務区分	備考	写真撮影
	要点	細目					
内装工事		(19.2.2) 材料	JIS マークの確認、指定製造所の確認、ボード釘の種類、接着剤の種類、見本品、色合い、模様、厚さ、F☆☆☆☆		○	特記の確認 証明書（格付け、難燃・不燃、防虫処理等） 品質検査、検査報告書	○
		施工図	床、巾木、壁・天井の割り付けを関連して検討する。シート類の継手、はぎ目の位置、床材の継手位置調整		承		
		(19.2.3) 施工	むら、下地面のくいちがい、ﾄｰﾁﾗﾝﾌﾟによる表面の汚損、接着剤のはみ出し、養生、仮敷き		○		○
ユニット及びその他工事	(20.1) 一般事項 下記以外	材料	指定製造所の確認、見本品の承諾、仕上げ、色合いの承諾、材質、寸法、接着剤、性能		○		
		施工	寸法（特に高さ・手すり子のピッチ・足元のクリアランス等に注意）固定方法・設備工事の関連・埋込み金物の間隔・安定性の確認、防腐	立	○		○
	(20.2) ユニット	材料	材質、形状、寸法、接着剤、品質、色合い、		○		
		施工	アンカーの間隔、色の決定、安全性	立	○		○
	(20.3) プレキャストコンクリート	(1.2.2) 施工計画書	手すり、段板、ルーバー等の工場製品		承	特記の確認 建築工事監理指針参照	
		材料	調合、鉄筋、補強鉄筋、取付金物、養生		○		○
		取付け	溶接工資格、取付部溶接の確認、隠蔽部	立	○		○
ユニット及びその他工事	(20.4) 間知石及びコンクリート間知ブロック積み	材料	材質、形状、表面仕上げ、コンクリートの調合		○		
		施工	やり方、裏込めコンクリート厚さ、一日の工程・積上げ高さ、目地仕上げ、養生、水抜きパイプ	立	○		○
	敷地境界石標	製品	仕上り、文字、記号		○		
		施工	据え付け番号順序、据付け位置、据付け方法、固定具合	立	○	隣地地主・その他関係者の立会いを求める。	○

区分	監理項目		主な事項	立会いの別	監理業務区分	備考	写真撮影
	要点	細目					
排水工事	(21.1～21.3)	(1.2.2) 施工計画書	屋外雨水排水工事		承	特記の確認 建築工事監理指針参照	
		材料	排水管の品質、径、形状、割れ		○		○
		通水試験		立	検		
		(21.3) 施工	水流れ勾配､継手モルタル詰め、危険防止、交通障害の考慮		○		○
舗装工事	(22.1～22.10)	(1.2.2) 施工計画書	構内舗装、側溝、街きょ、縁石		承	特記の確認 建築工事監理指針参照	
		材料	JIS 規格品、種別及び見本 種別の確認、砂利、砕石の質・粒度・調合、コンクリート平板のきず・割れ		○	品質証明書	
植栽工事	(23.1～23.4)	(1.2.2) 施工計画書			承	特記の確認 建築工事監理指針参照	
		材料	樹木（種別、葉張り、高さ、幹目通り寸法)、客土、肥料、支柱芝（種類、活き状態)、土壌改良材		○		
		施工	植栽基盤の整備 （仮植、移植、施肥、養生、散水、支柱) （専門業者による） 地盤の土質、勾配、芝の目地、留付け、土羽打ち、散水養生、養生		○		○

機械設備工事

区分	監理項目		主な事項	立会いの別	監理業務区分	備考	写真撮影
	要点	細目					
	現場説明			立	○		

区分	監理項目		主な事項	立会いの別	監理業務区分	備考	写真撮影
	要点	細目					
一般共通事項	建設リサイクル通知書		建設リサイクル通知書及び産業廃棄物処理業者（契約書内容）の確認		○		
	損害保険等		保険種別、期間、保険金額、工期延期の手続き		○		
	(1.1.4) 工事実績の登録		請負金額 500 万円以上の場合（500 万円以上かつ 2,500 万円未満は受注時のみ） （受注時、変更時、完了時）		○	ﾃﾞｰﾀｼｰﾄの確認 CORINS 受領証の確認	
	(1.1.5) 施工管理体制		建設業法に基づく施工体制台帳（①施工体制台帳②下請負人に関する事項③再下請負通知書④下請負契約書）を作成した場合（下請負額 3,000 万円以上及び低入札価格調査を経た工事の場合）		○	工事現場施工体制ﾁｪｯｸ様式による確認 施工体系図の掲示	
	建設業退職者共済制度		掛金収納書、受払い簿、制度に関する掲示		○		
	(1.3.8) 建設副産物の処理		副産物の抑制、再利用、再資源化、マニフェストの確認、特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法、調書		○	関連法規等の確認	
	(1.2.1) 実施工程表		必要に応じて工程調整会議		承		
	(1.2.2) 施工計画書		総合計画書、工種別の施工計画書		承	標準仕様書による	
	(1.2.3) 製作図		設計図書との合致		承		
	(1.2.3) 施工図		別契約工事との調整 設計図書との合致		承		
	(1.2.4) 工事の記録		協議内容、指示内容、工事の経過、施工の記録、工事写真、		○	必要に応じて提出請求	
	連絡体制	緊急時	事故発生時、災害時等の対応		○	安全管理委員会、安全部会事務局等への連絡、報告	
		休暇等	GW、盆休み、年末年始等の長期休暇		○		

区分	監理項目		主な事項	立会いの別	監理業務区分	備考	写真撮影
	要点	細目					
一般共通事項	(1.4.2～6) 機材の品質・検査・試験		使用材料・製品製作所及び仕入先一覧表、JIS 表示、試験方法、試験成績書	立	検	標準仕様書各編機材の検査、試験等の項目に適用	
	(1.5. 4～5) 施工の検査及び試験		指示工程毎の検査	立	検	標準仕様書各編施工の検査、試験等の項目に適用	
			見本施工	立	検	特記による	
	(1.7.1) 完成図その他		保守に関する指導案内書、機器性能試験成績書 官公署届出書		○	特記による	
	環境配慮事項		環境配慮事項チェックリスト②		○	公共工事環境配慮ガイドライン《建築編》	
	耐震計算書		機器の固定に関する計算書、施工要領図		○		
	下請負人届け		当初、最終、変更		○		
	主任技術者 監理技術者		設置通知書		○		
	設計変更等		指示書又は打合せ簿（軽微な変更として処理したもの）作成		○	指示年月日を明確にする	
	官庁検査		消防検査、建築指導部検査等	立	○		
	(2.1.1～2.3.9) 材料検査		設計図書、承諾書との合致	立	検		
	(2.4.1～2.8.1) 配管		口径、ネジ切り、接合材、地中埋設深さ、防水層・防火区画貫通仕舞、勾配、吊り及び支持	立	検	写真その他の方法によるも可とする	○
共通工事	(3.1.1～3.1.6) 保温		保温箇所、材質、厚み、テープ巻き状態、見切り	立	検	写真その他の方法によるも可とする	○
	(3.2.1～3.2.2) 塗装及び防錆		塗装の種別及び塗り回数 識別色、方向、矢印、文字	立	検	写真その他の方法によるも可とする	○

区分	監理項目		主な事項	立会いの別	監理業務区分	備考	写真撮影
	要点	細目					
	(1.3.1～1.3.2) 総合調整		試運転における各機器の作動、振動、騒音等に留意	立	検		
共通工事	製品検査		各機器（ボイラー、冷凍機、送風機、調和機、ポンプ、タンク類等）の性能及び構造検査	立	検	試験成績表によるも可とする、必要により工場検査	○
	非破壊検査		配管の溶接接合部の検査 試験機器の確認、資格を証明する資料	立	検	特記による	
空気調和設備工事	耐圧試験		冷温水、冷却水、蒸気配管は水圧試験 冷媒配管は気密試験	立	検	写真その他の方法によるも可とする	○
	ダクト		板厚、フランジ、補強材、吊りボルト等の適否 被覆材の種類及び厚さ、防火区画貫通の仕舞	立	検	写真その他の方法によるも可とする	○
	製品検査		製作図、施工図との合致	立	検		
	施工確認		数量の確認、機器の納まり、気密試験（エアー式）	立	検		○
	機能試験		性能テスト	立	検		
	製品検査		製作図、施工図との合致	立	検	必要に応じ工場検査	○
自動制御設備工事	水圧試験	給水・給湯配管	数量の確認、機器の納まり、気密試験（エアー式）	立	検		○
	満水試験	排水・通気配管	性能テスト	立	検		
	通水試験	排水・ドレン管	製作図、施工図との合致	立	検	必要に応じ工場検査	○
給排水設備工事	機器取付		仕様書による試験、隠蔽部は早急に実施	立	検	写真その他の方法によるも可とする	○
	器具検査			立	検		○

区分	監理項目		主な事項	立会いの別	監理業務区分	備考	写真撮影
	要点	細目					
	器具取付		漏水、泥抜き、機器調整、通水	立	検		○
	通水試験		器具取付け位置、ポンプ類据え付け	立	検		○
衛生器具工事	製品検査		製作図、施工図との合致	立	検		
	非破壊検査		芯出し、取付け位置、ガタつき	立	検		○
	水圧試験		作動確認、漏水（各部連結部）、閉塞	立	検		
消火設備工事	機器取付		製作図、施工図との合致	立	検	必要に応じ工場検査	○
	性能試験		配管の溶接接合部の検査 試験機器の確認、資格を証明する資料	立	検	特記による	○
	機材検査		仕様書による試験、隠蔽部は早急に実施	立	検	写真その他の方法によるも可とする	○
	器具取付		器具取付け位置、ポンプ類据え付け	立	検		○
	気密試験			立	検		○
	製品検査		設計図書、承諾図との合致	立	検		
プロパンガス設備工事	器具取付		取付け位置、ガタつき	立	検		○
	満水試験		規定試験圧力の確認	立	検	写真その他の方法によるも可とする	○
	運転試験		設計図書、承諾図との合致	立	検	必要に応じ工場検査	○
し尿浄化槽設備工事	器具取付		取付け位置、ガタつき	立	検		○
	満水試験			立	検		○

区分	監理項目		主な事項	立会いの別	監理業務区分	備考	写真撮影
	要点	細目					
	運転試験		試運転における各機器の作動、振動、騒音に留意	立	検		
	絶縁測定			立	○	絶縁測定表	○

電気設備工事

区分	監理項目		主な事項	立会いの別	監理業務区分	備考	写真撮影
	要点	細目					
一般共通事項	現場説明			立	○		
	建設リサイクル通知書		建設リサイクル通知書及び産業廃棄物処理業者（契約書内容）の確認		○		
	損害保険等		保険種別、期間、保険金額、工期延期の手続き		○		
	(1.1.4) 工事実績の登録		請負金額 500 万円以上の場合（500 万円以上かつ 2,500 万円未満は受注時のみ） （受注時、変更時、完了時）		○	ﾃﾞｰﾀｼｰﾄの確認 CORINS 受領証の確認	
	(1.1.5) 施工管理体制		建設業法に基づく施工体制台帳（①施工体制台帳②下請負人に関する事項③再下請負通知書）を作成した場合（下請契約金額 3,000 万円以上、及び低入札価格調査を経た工事の場合）		○	工事現場施工体制ﾁｪｯｸﾘｽﾄによる確認 施工体系図の掲示	
	建設業退職者共済制度		掛金収納書、受払い簿、制度に関する掲示		○		
	(1.3.8) 発生材の処理		発生材の抑制、再利用、再資源化、マニフェストの確認 特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法、調書		○	関連法規等の確認	
	ＰＣＢ含有物の処理		トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器等でＰＣＢを含有する物（微量ＰＣＢ含む）の処理方法	立	○	特別管理産業廃棄物管理責任者の確認	○
	(1.2.1) 実施工程表		必要に応じて工程調整会議		承		
	(1.2.2) 施工計画書		総合施工計画書、工種別の施工計画書		承	標準仕様書による	

区分	監理項目		主な事項	立会いの別	監理業務区分	備考	写真撮影
	要点	細目					
	(1.2.3) 製作図等		設計図書との合致		承		
	(1.2.3) 施工図等		設計図書との合致、別契約工事との調整		承		
	(1.2.4) 工事の記録		協議内容、指示内容、工事の経過、施工の記録、工事写真等		○	必要に応じて提出請求	
	連絡体制	緊急時	事故発生時、災害時等の対応		○	安全管理委員会、安全部会事務局等への連絡、報告	
		休暇等	GW、盆休み、年末年始等の長期休暇		○		
一般共通事項	(1.4.2～1.4.5) 機材の品質・検査・試験等		使用材料・製品製作所及び仕入先一覧表 JIS 表示 試験方法、試験成績書等	立	検	標準仕様書各編機材の検査、試験等の項目に適用	
	(1.5.3～4) 施工の検査及び試験		指示工程毎の検査	立	検	標準仕様書各編施工の検査、試験等の項目に適用	
			見本施工	立	検	特記による	
	(1.7.1～3) 完成図その他		保守に関する説明書、機器性能試験成績書 官公署届出書等		○	特記による	
	環境配慮事項		環境配慮事項チェックリスト②		○	公共工事環境配慮ガイドライン《建築編》	
	耐震計算書		機器の固定に関する計算書、施工要領図		○		
	下請負人届		当初、最終、変更		○		
	主任技術者 監理技術者		設置通知書		○		
	設計変更等		指示書又は打合簿（軽微な変更として処理したもの）を作成		○	指示年月日を明確にする	
	官庁検査		経済産業局検査、消防検査、建築指導部検査等	立	○		
	(1.20.1) 機材確認		製作図・施工図との合致、受渡検査等	立	検	JIS 表示、試験成績書	

区分	監理項目		主な事項	立会いの別	監理業務区分	備考	写真撮影
	要点	細目					
電力設備工事	(2.18.2) 施工確認	機器	数量、取り付け状況の確認	立	検		○
		屋内配管	配管経路の確認、電線管の太さ、ネジ切箇所の 塗料塗布、電線管の固定	立	検	写真その他の方法によるも可とする。	○
		地中埋設配管	配管経路の確認、埋設深さ、他の埋設物との取り合い、保護材料	立	検	写真その他の方法によるも可とする。	○
		配線	電線の色分け、接続の適否	立	検		○
	(2.18.2) 絶縁測定	耐圧を含む	特に必要な部分については立会いを行う	立	検	絶縁抵抗測定表	○
電力設備工事	(2.18.2) 接地抵抗測定		特に必要な部分については立会いを行う	立	検	接地抵抗測定表	○
	(2.18.1) 接地		接地極の寸法、導線の太さ	立	検	写真その他の方法によるも可とする。	○
			接地極埋設位置の確認、表示	立	検	写真その他の方法によるも可とする。	○
受変電設備工事	(1.14.1) 機材確認		製作図・施工図との合致	立	検		
			各機器、高圧盤の機能確認	立	検	試験成績書	
	(2.3.1) 施工確認		設置状況・数量確認、接続の適否	立	検		○
	(2.3.2) 保護継電器の整定		保護協調曲線（地絡、過電流）による整定		承		
	(2.3.3) 施工試験	リレー試験、耐圧、総合動作、受電		立	○	主任技術者に連絡	○
	(2.3.3) 接地抵抗測定		特に必要な部分については立会いを行う	立	検	接地抵抗測定表	○
電力貯蔵設備工事	(2.3.1) 機材確認		製作図・施工図との合致	立	検		
			整流装置、蓄電池の機能確認	立	検	試験成績書	

区分	監理項目		主な事項	立会いの別	監理業務区分	備考	写真撮影
	要点	細目					
	(3.1.1～2) 施工確認		機器の据付け状況	立	検		○
	(3.3.2) 施工試験		構造及び機能試験	立	検	試験成績書	○
	(3.3.2) 絶縁測定		特に必要な部分については立会いを行う	立	検	絶縁抵抗測定表	○
発電設備工事	(1.10.1)～(1.10.5) 原動機での発電装置 ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝ装置 太陽光発電装置 風力発電装置の機材確認	製造者規格による試験関係法令への適合試験	構造及び性能試験等	立	検	試験成績書	
	(2.7.1) 施工確認		機器の据付け状況	立	検		○
発電設備工事	(2.7.2)～(2.7.6) 原動機での発電装置 ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝ装置 太陽光発電装置 風力発電装置の施工試験	現場での総合試験	構造、性能及び機能試験	立	検	試験成績書	○
通信・情報設備工事	(1.21.1) 機材確認		製作図・施工図との合致	立	検		
			端子盤の構造・性能試験、各装置の形式試験、社内規格試験		○	試験成績書	
	(2.28.1) 施工確認		数量の確認、機器の納まり状況	立	検		○
	(2.28.2) 施工試験		設備毎に規定された試験（原則、全数試験）	立	検	試験成績書	○
	(2.28.2) 絶縁測定		特に必要な部分については立会いを行う	立	検	絶縁抵抗測定表	○
	(2.28.2) 接地抵抗測定		特に必要な部分については立会いを行う	立	検	接地抵抗測定表	○
中央監視制御設備工事	(1.5.1) 機材確認		製作図・施工図との合致	立	検		
			警報盤・監視制御装置の構造・性能試験		検	試験成績書	

区分	監理項目		主な事項	立会いの別	監理業務区分	備考	写真撮影
	要点	細目					
	(2.3.1) 施工確認		機器の据付け状況	立	検		○
	(2.3.2) 施工試験		機能試験	立	検	試験成績書	○
	(2.3.2) 絶縁測定		特に必要な部分については立会いを行う	立	検	絶縁抵抗測定表	○
昇降機設備工事	製品検査		製作図・施工図との合致	立	検		
	施工確認		機器の据付け状況	立	検		○
	運転試験		試運転時における各機器の動作	立	検	日本ｴﾚﾍﾞｰﾀ協会で定める試験成績表	
	絶縁測定		特に必要な部分については立会いを行う	立	検	絶縁測定表	○